

琵琶湖流域下水道事業の地方公営企業法の適用について

1 背景等

本県の流域下水道事業においては、これまで整備を進めてきた施設の多くが老朽化し、改築更新費が増加していくなど、経営環境が厳しくなっていくことが見込まれている。

こうしたことから、地方公営企業法を適用し（法適化）、損益や資産にかかる状況をより詳細に把握することにより、計画的な改築更新等を進めるとともに、財務状況の透明性を向上させ、住民への説明責任をさらに果たすことなどにより、持続的な経営を実現させることとしている。

なお、上記は全国的な課題でもあり、国においても法適化を促進している。

2 地方公営企業法の概要

主な特徴は、企業会計の導入と組織の長である公営企業管理者への広範な権限の付与である。

財務に関する規定だけを適用する一部適用と全てを適用する全部適用がある。

法の規定	概 要	一部	全部
財務規程	企業会計方式の導入（発生主義、減価償却等）	○	○
組織規程	条例による組織の設置		○
	職員の任免や契約等を行う管理者の設置		○

3 スケジュール等

H26 中	基礎調査を実施
H26.8 月	総務省より法適化の要請（法適化拡大のロードマップ）
H27.9 月～	資産台帳の整備に向けて固定資産の調査に着手
H28 上半期	基本方針策定（法の適用範囲、組織等）
H28～H30	事務プロセス検討、例規整備、システム開発
H31.4 月～	法適化

4 基本方針の策定

法の適用範囲（一部適用か全部適用）や組織のあり方等を示す基本方針について、現在附属機関である下水道審議会では議論を行っているが、今年度中に議論を終え、来年度に市町と十分に調整を行った上で、環境・農水常任委員会への報告後、策定する予定。